

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年10月15日提出
【計算期間】	第6特定期間(自 2019年1月16日至 2019年7月16日)
【ファンド名】	世界優先株オープン（為替ヘッジあり）
【発行者名】	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 英治
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	橋本 美紀
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6230-9062
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		(ハイブリッド証券)
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (ハイブリッド 証券)) 資産複合 () 資産配分 固定型 資産配分 変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ) なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表および属性区分表に係る用語の定義は以下の通りです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
 - ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 - ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
 - ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
 - ②TOPIX
 - ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 - ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

③ ファンドの特色

- 1 主に米国の優先株式等ハイブリッド証券に実質的に投資を行い、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ハイブリッド証券について

株式と債券の中間に位置する有価証券のことで、優先株式、優先出資証券、劣後債等がこれに当たります。

優先株式
について

議決権を持たないため、普通株主に比べて余剰金の配当や残余財産の分配を優先的に受取る権利を持つ株式です。

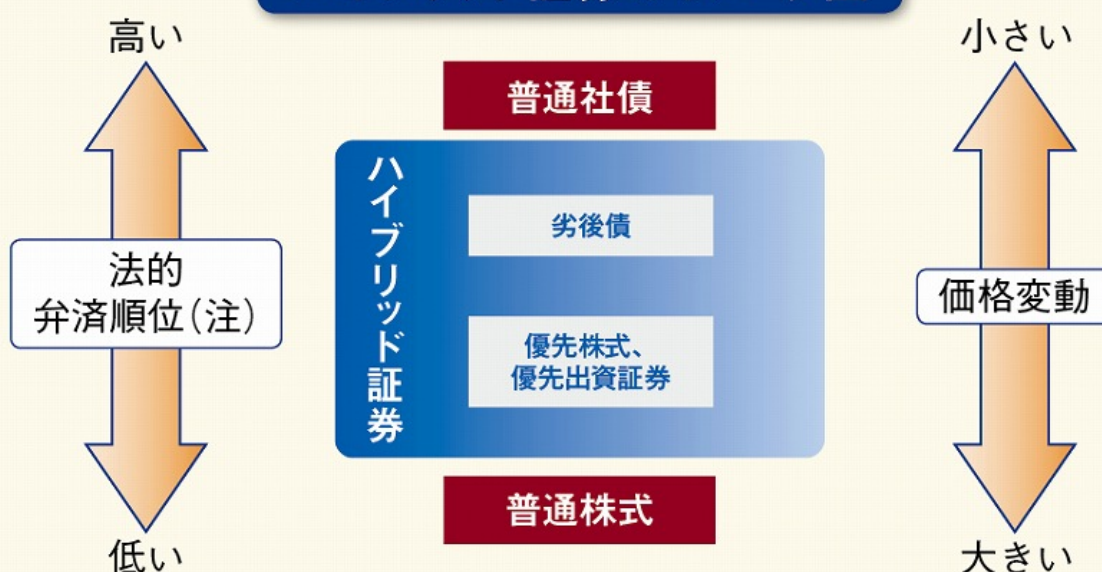
優先出資証券
について

議決権を持たないため、普通出資者に比べて配当や残余財産の分配を優先的に受取る権利を持つ証券です。

劣後債
について

発行体が破綻した場合の弁済順位が普通社債よりも低いため、利率が相対的に高く設定される社債です。

ハイブリッド証券のイメージ図



(注) 法的弁済順位について

発行体が倒産等になった場合、債権者に対する残余財産を弁済する順位で弁済順位の高いものから弁済されます。

② ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

投資にあたっては、信託約款に定める「別に定める投資信託証券（「指定投資信託証券」という場合があります。）」の中から選択した投資信託に投資を行います。有価証券届出書提出日現在の指定投資信託証券（当ファンドが投資可能な投資信託証券）は以下の通りです。

- 米国籍上場投資信託証券（米ドル建）「iシェアーズ 優先株式&インカム証券ETF」
運用会社：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ（BFA）

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズの概要

1988年に設立された運用会社であり、ブラックロック・グループの傘下のひとつです。グループの運用資産額は、2019年6月末現在、6.84兆米ドル*（約737兆円）で、世界有数の独立系資産運用グループです。

iシェアーズについて

ブラックロック・グループが運用するETFのブランドであり、2019年6月末現在のETF純資産残高は約2.02兆米ドル*（約217兆円）、ファンドの本数は908本で、世界でもトップのシェアを有しています。

* 2019年6月末時点、1米ドル=107.74円（WMロイター）

- 国内籍投資信託証券「ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）」
委託会社：あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

- ※ 米国籍上場投資信託証券（米ドル建）「iシェアーズ 優先株式&インカム証券ETF」を主要投資対象とし、高位組入れを維持することを基本とします。
- ※ 上記指定投資信託証券は、見直しを行う場合があります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券（新たに設定される投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

③ 原則として、為替ヘッジを行うことにより為替リスクの低減を目指します。

実質的に投資する外貨建資産については、原則としてヘッジを行います。が、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、基準価額が為替変動により影響を受ける場合があります。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

■ 分配方針

年4回（毎年1月、4月、7月および10月の各15日（休業日の場合は翌営業日））に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

市場動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・ 500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

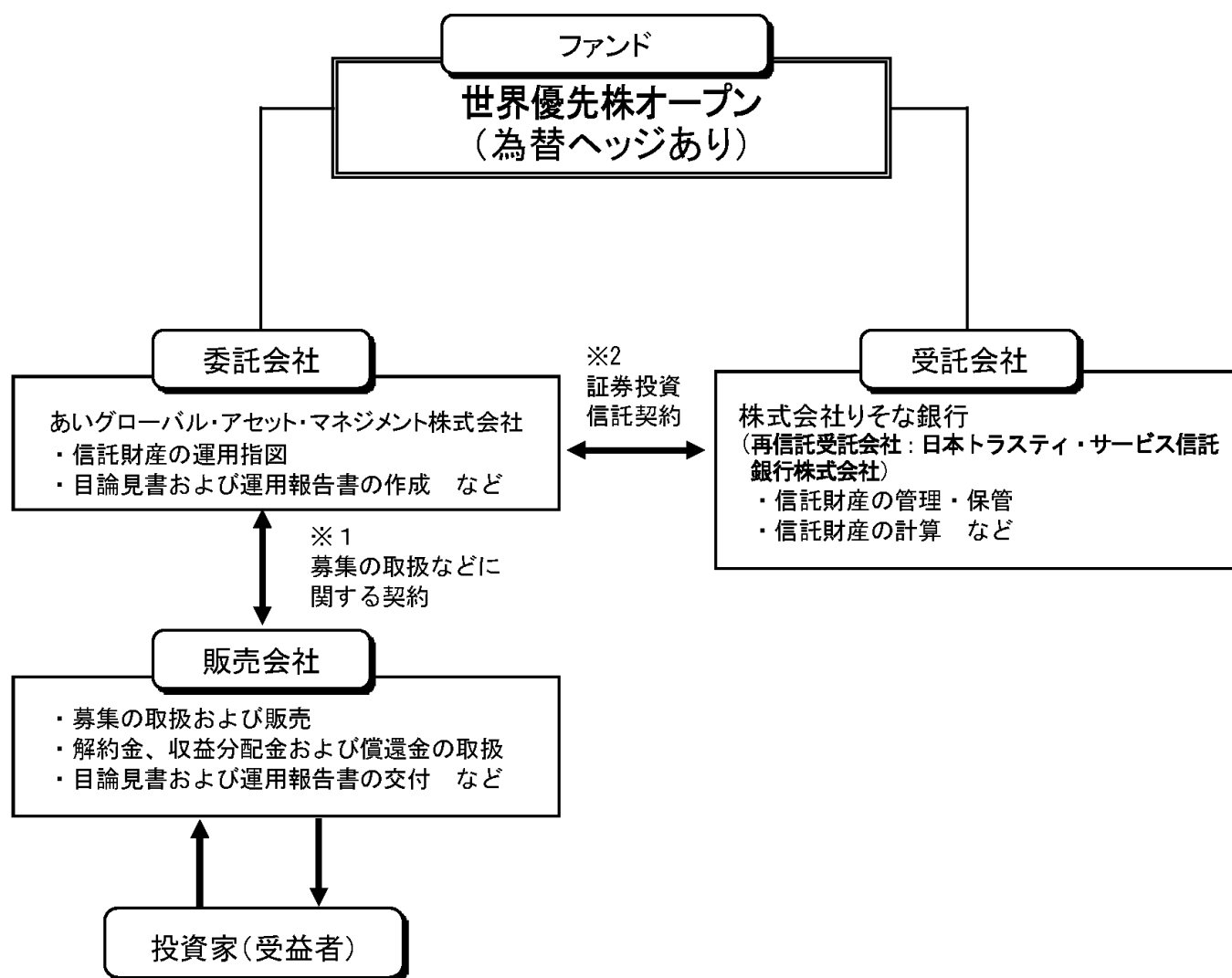
(2) 【ファンドの沿革】

2016年9月1日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

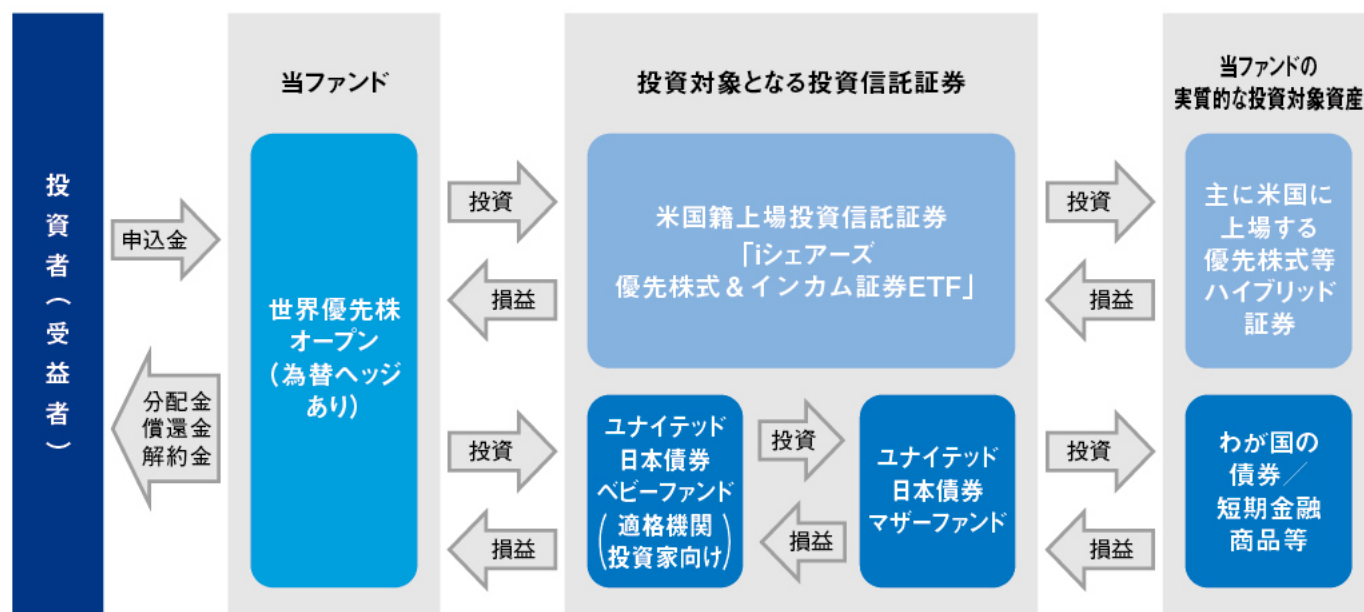


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱、収益分配金・償還金の支払、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ形式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組で、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



② 委託会社の概況（2019年7月末現在）

1) 資本金

3億3,000万円

2) 沿革

1999年 9月 17日	：米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立
1999年 10月 26日	：証券投資信託委託業の認可取得
2000年 10月 6日	：オールド・ミューチュアル（U.S.）・ホールディングス・インクの子会社となる
2004年 1月 20日	：投資顧問会社として登録
2005年 3月 30日	：日本アジアホールディングス株式会社の子会社となる
2005年 10月 31日	：投資一任業務に係る認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更
2007年 9月 30日	：金融商品取引業者として登録
2013年 7月 13日	：会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社から日本アジア・アセット・マネジメント株式会社に変更
2015年 7月 1日	：日本アジア証券株式会社の100%子会社となる
2017年 2月 1日	：日本アジアファイナンシャルサービス株式会社の100%子会社となる
2018年 5月 31日	：iホールディングス株式会社及びあい証券株式会社の子会社となる
2018年 10月 1日	：会社名を日本アジア・アセット・マネジメント株式会社からあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社に変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
iホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	4,368株	60%
あい証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,912株	40%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

- ① この投資信託は、別に定める指定投資信託証券への投資を通じて、主として、米国の優先株式等に投資を行い、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ③ 指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して見直しを行う場合があります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等（新たに設定される投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定されたりする場合があります。
- ④ 組入外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、原則として為替ヘッジを行います。
- ⑤ 市場動向や資金動向等に急激な変化が生じたとき、ならびにこの投資信託の残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、もしくははやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。））ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

② 有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債券
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

③ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

◆投資対象とする投資信託証券の概要

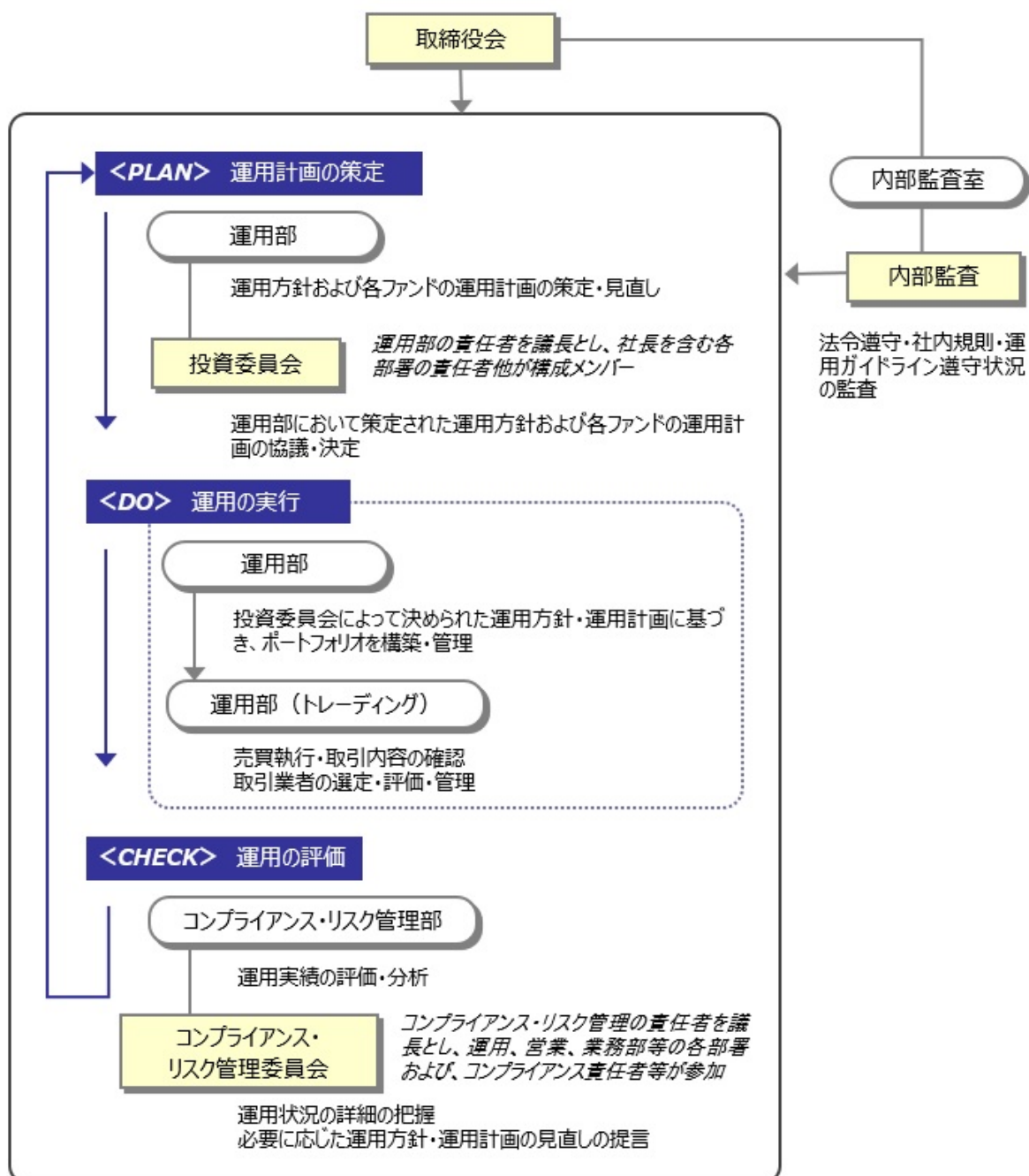
フ ァ ン ド 名	iシェアーズ 優先株式&インカム証券ETF*（英文名:iShares Preferred and Income Securities ETF） * 2019年2月1日付で、ファンド名称が「iシェアーズ 米国優先株式ETF」から「iシェアーズ 優先株式&インカム証券ETF」に変更されました。
投 資 方 針 ・ 特 色	ICE 上場優先株式&ハイブリッド証券指数*と同等水準の投資成果を目指します。 * ICEデータ・インディシーズ・エルエルシーが公表している、米国現地法人より発行された米ドル建上場ハイブリッド証券、優先株、転換優先株市場のパフォーマンスを表す指数です。 ※ファンド名の変更と同時に、ベンチマークも「S&P米国優先株式指数」から変更されました。ただし、投資家への影響を最小限にしつつポートフォリオの変更を行うための移行期間が設けられており(2019年2月1日から2019年10月31日までの予定)、同期間中における対象指数は、「ICE 上場優先株式&ハイブリッド証券トランジション インデックス」となっています。
管 理 会 社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場場所	ナスダック証券取引所(米国)
管 理 報 酬 等	年率0.46%
当 初 設 定 日	2007年3月26日

フ ァ ン ド 名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)
主 要 投 資 対 象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投 資 方 針 ・ 特 色	① 信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ② マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 ③ わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ④ AA格以上の格付を有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信 託 報 酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.220%（税抜年 0.200%）の率を乗じて得た額とします。
委 託 会 社	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

上記は、有価証券届出書提出日現在の内容であり、今後変更となる場合があります。

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



委員会名または部署名	役割
投資委員会 (原則月 1 回開催)	当社または再委託先が行う運用について、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置等を決定するとともに、資産運用リスク管理上必要な事項等の決定を行います。
コンプライアンス・リスク管理委員会 (原則月 1 回開催)	当社または再委託先が行う運用が信託約款に準拠して行われるとともに、投資判断の妥当性が確保され、合理的な運用成果が得られているか等の検証を行い、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置について投資委員会に報告または勧告を行います。

運用部 （トレーディング） （2名程度）	投資委員会で協議・決定された投資戦略に基づいて、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書に基づいて、運用の指図を行います。 有価証券等（余剰資金を含む）の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、売買の結果について最良執行の観点からの検証・分析ならびに業者選定を行います。
内部監査室 （1名程度）	法令、社内規則および運用ガイドライン等の遵守状況の内部監査を行います。
業務部 （4名程度）	商品企画関連業務、投資信託財産の計理および管理に関する業務、また当社の運用するファンドに関する情報開示（レポート）を行います。
コンプライアンス・ リスク管理部 （3名程度）	法令諸規則等の遵守体制の整備ならびに管理を行い、各部署に定期的な指導を行います。また、当社の運用するファンドについて、運用実績の評価・分析およびリスク管理面からのモニタリングを行います。

・社内規程

委託会社では、社内規程でファンドの運用に当たって遵守すべき事項等を定めているほか、「利益相反管理規程」、「ポートフォリオの設定・管理と発注に関するマニュアル」等の規程及びマニュアルを定め、法令遵守の徹底ならびにインサイダー取引および利益相反取引の防止に努めています。また、「資産運用リスク管理規程」において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用部から独立したコンプライアンス・リスク管理部が、運用の指図および運用状況について、運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を行っています。

なお、当社が第三者へ運用の指図権限を委託する場合には、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規程」に従い、事前チェックおよび定期モニタリング等を実施しています。

・ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託会社（信託銀行（再信託受託会社を含みます。））については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

また、受託会社に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。発注先業者については、受益者および顧客の利益を最優先としたトレーディング業務を遂行するため、定められた事項（信用リスク、取引執行能力、事務取扱能力、手数料率および情報提供力）に基づき評価した上で選定・採用しています。

また、原則として6ヶ月毎に、上記事項に基づき発注先業者を評価しています。

※上記の運用体制は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向などを勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払は販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

１）投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

２）株式への直接投資は行いません。

３）デリバティブ取引の直接利用は行いません。

４）外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

５）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

６）委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

７）資金の借入れ

１．委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

２．前記１．の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

イ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

３．一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

４．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

５．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

８）同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

９）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

<基準価額の主な変動要因>

- ・ 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資しますので、為替相場の変動などの影響も受けます。
- ・ したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- ・ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、主として優先株式等ハイブリッド証券に投資を行うため、次のような「優先株式等ハイブリッド証券に投資する場合の固有のリスク」があります。また、当該証券に関する規制や税制などに変更が生じた場合、リスクの内容が一部変更となる場合があります。

- ・ 弁済の劣後リスク
一般的に、ハイブリッド証券の法的弁済順位は株式に優先し普通社債に劣後します。発行体が破綻等に陥った場合、普通社債等に対する弁済が完了した後でなければハイブリッド証券に対する弁済は行われないため、ハイブリッド証券は元利金の支払を受けられないことがあります。
- ・ 配当金、利息等の支払いに関するリスク
ハイブリッド証券には利息または配当の支払繰延条件付のものがあり、これらは発行体の業績や財務状況により、利息または配当の支払が繰延・停止・減額等される可能性があります。また、同一の発行体により複数のハイブリッド証券が発行されている場合には、優先順位の低いハイブリッド証券については利息または配当が支払われない場合があります。
- ・ 繰上償還リスク
一般的に、ハイブリッド証券には繰上償還条項が付与されています。繰上償還日に償還されることを前提に取引されていますが、市場動向などにより予定通りに繰上償還が実施されない場合、また繰上償還が見込まれる場合は、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。
- ・ 普通株式の価格変動リスク
優先株式から普通株式に転換できる条項が付与されている場合、発行する発行体の普通株式の価格変動が優先株式の価格にも影響を及ぼし、その結果優先株式の株価を下落させる可能性があります。
- ・ 低格付証券のリスク
ハイブリッド証券には、信用格付が低い、あるいは格付されていない証券も含まれます。これらの証券はより高い利回りを提供する可能性があるものの、格付が高い証券に比べて価格が大幅に変動する可能性があります。
- ・ 制度変更に係るリスク
将来において、ハイブリッド証券に係る制度上の重大かつ不利益となる変更が生じた場合、当該証券市場の価格下落や縮小等により投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当ファンドおよび当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

① 有価証券の価格変動リスク

一般的に、優先株式市場が下落した場合には、当ファンドの実質的な投資対象である優先株式の価格は下落し、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。

② 金利変動リスク

投資信託証券を通じて債券に類似した収益特性を持つ優先株式を組入れますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券の価格は下落

します。金利上昇は、債券が値下がりする要因となります。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利変動が債券価格に与える影響が大きい傾向にあります。なお、信用度の低い低格付の債券の価格は、一般的に金利変動より発行体の財務内容や信用状況の影響をより大きく受ける傾向があります。

③ 信用リスク

有価証券の発行体の破綻や財務状況の悪化および有価証券の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

④ 為替変動リスク

一般的に、外国為替相場が円高となった場合には、保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割込むことがあります。また為替変動リスクの低減を図るため為替のヘッジ取引を行います。為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う際には、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。

⑤ 特定業種への集中投資リスク

優先株式の発行体は、多くが金融機関となっております。特定業種への集中投資を行うため、より広い業種に分散して投資するファンドに比べて、特定業種の動向の影響を大きく受け基準価額の変動が大きくなることがあります。

⑥ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、有価証券を機動的に売買できないことがあります。また、市場の実勢価格で売却できなかつたり、売買取引が困難になったりすることがあります。このような場合には当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

⑦ カントリーリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて海外の有価証券に投資します。そのため、当該国の政治、経済および社会情勢等の変化ならびに法制度および税制度等の変更により、市場が混乱した場合、または取引に対して新たな規制または税金が課されるような場合には、当ファンドの基準価額が値下がりする要因になります。

⑧ 投資信託証券に投資するリスク

ファンドが特定の投資信託証券に投資する場合、組み入れる投資信託証券の運用会社等を含む関係法人におけるファンドの運営業務、設立国や売買市場国等での規制当局の動向、法制度や税務制度等の変更が、ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、ファンド・オブ・ファンズ方式による運用は、ファンドが投資する投資信託証券の資金動向によって、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

<その他の留意点>

① ファンド運営上のリスク

（A）取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、解約の申込みの受付を中止する場合があります。

（B）信託の途中終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回る場合、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合、または、受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

（C）指定投資信託証券の運用および変更に伴うリスク

当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用をしており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありませんが、指定投資信託証券の入替や組入比率の変更が、結果としてファンドの基準価額の下落の要因となる場合があります。

② 販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

（A）販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は販売会社を通じてファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払についても、販売会社へ支払った後の受益者への支払については、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

（B）受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払は、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから販売会社の指定口座への支払をした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

③ 収益分配に係る留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（２）リスク管理体制

- ・運用リスク管理および運用ガイドラインなどの遵守状況のモニタリング、運用状況の分析・評価に関しては、運用部から独立したコンプライアンス・リスク管理部が行っています。
- ・コンプライアンス・リスク管理部は、運用上必要な措置等についてコンプライアンス・リスク委員会へ報告し、コンプライアンス・リスク委員会は、必要に応じ投資委員会へ勧告を行います。これらの部署および委員会は、適切な運用・リスク管理体制が維持されるように努めています。

- ・資産運用リスク管理について：

市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク等を対象とします。

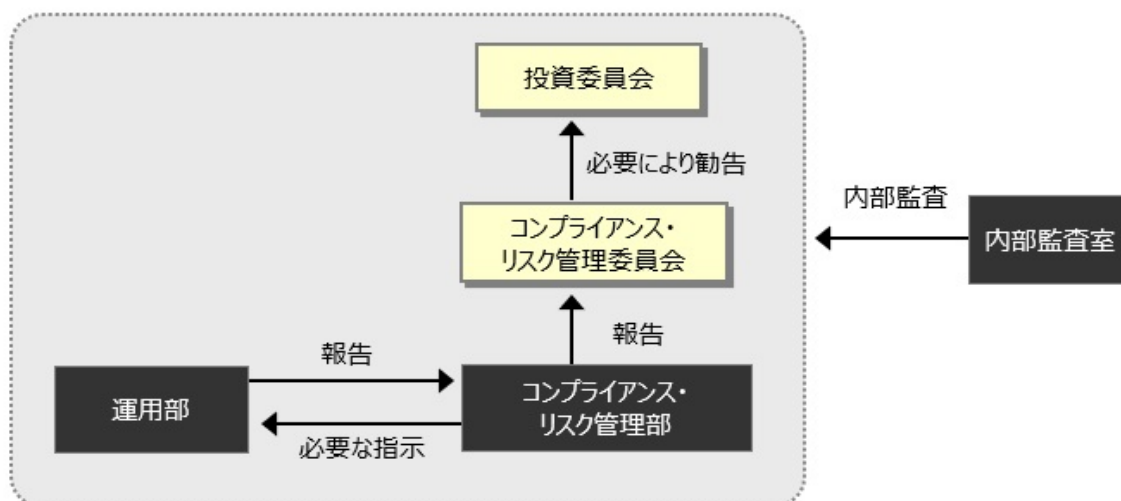
担当部署である運用部が日々リスクの管理を行い、統括部署であるコンプライアンス・リスク管理部に報告します。統括部署は、リスク分析・評価およびリスクへの対応状況を検証し、原則として月に一度開催される投資委員会で内容を報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。

- ・その他のリスク管理について：

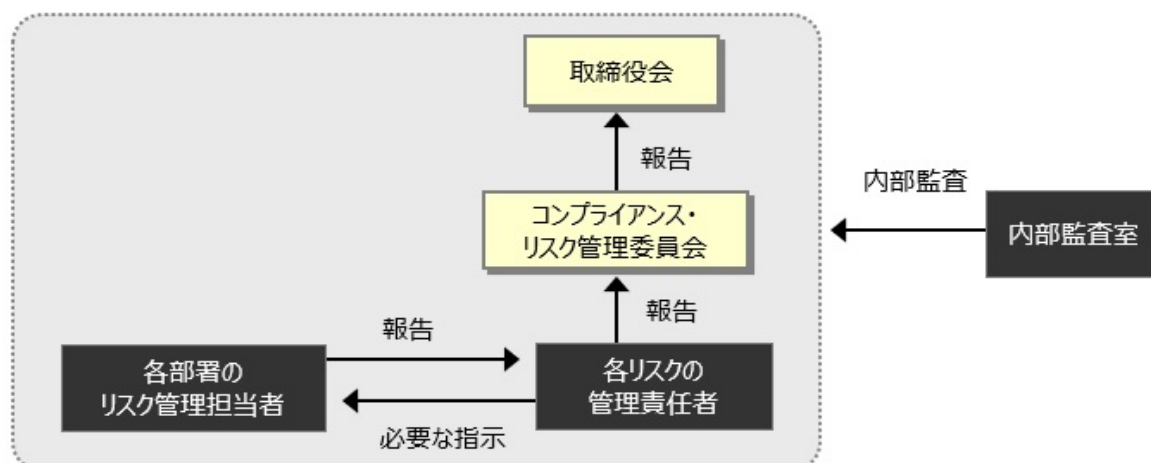
事務リスク、システムリスク、コンプライアンス・リスク等を対象とします。

各部のリスク管理担当者がリスクの管理を行い、各リスクのリスク管理責任者である部の責任者へ定期的に内容を報告します。リスク管理責任者は、原則として月に一度開催されるコンプライアンス・リスク管理委員会で報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。対応策等、必要な措置を含め検討結果を取締役に報告します。

資産運用リスクの管理



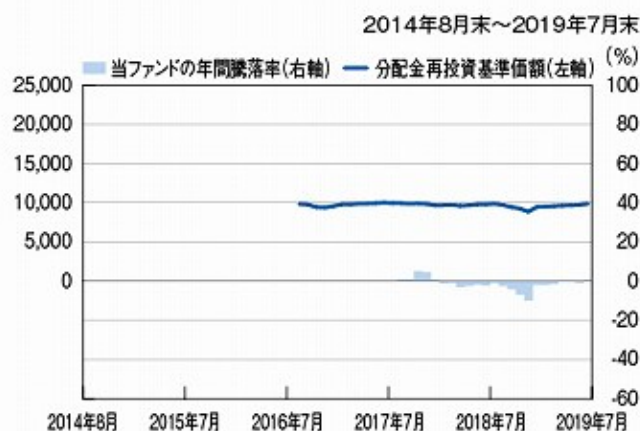
その他のリスクの管理



※上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※ 年間騰落率は、2017年9月から2019年7月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

日本国債…NOMURA-BPI 国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

● 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに当社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

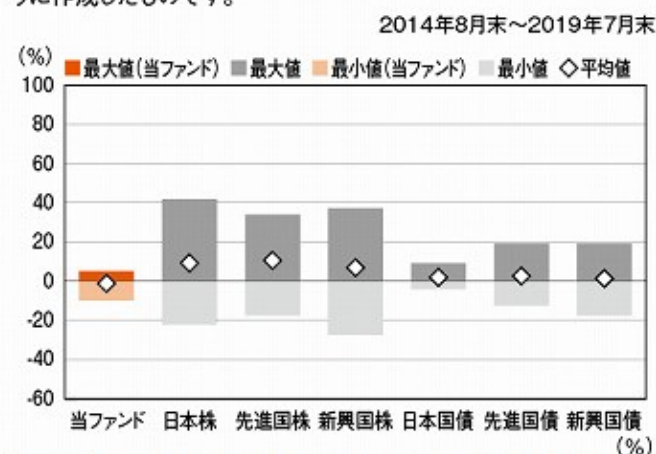
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	5.1	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△9.8	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	△1.1	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 2014年8月から2019年7月の5年間(当ファンドは2017年9月から2019年7月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※ 決算日に対応した数値とは異なります。

※ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.20%（税抜2.00%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド ^{*1}	0.759%（税抜0.69%）
投資対象とする投資信託証券 ^{*2}	0.448%（税抜0.447%）程度
実質的負担 ^{*3}	1.207%（税抜1.137%）程度

^{*1} 当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.759%（税抜0.69%）の率を乗じて得た額とします。

^{*2} 投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

^{*3} 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬について算出したものです。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.69%	0.25%	0.40%	0.04%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ① 当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。
- ③ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。
- ④ 以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
 - １）この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
 - ２）振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 - ３）有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 - ４）目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - ５）信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - ６）運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - ７）この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - ８）格付の取得に要する費用
 - ９）この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問合せください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問合せください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合せください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

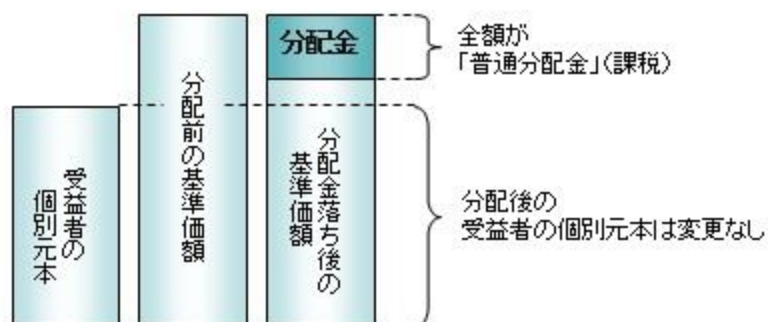
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

⑤ 外国税額控除

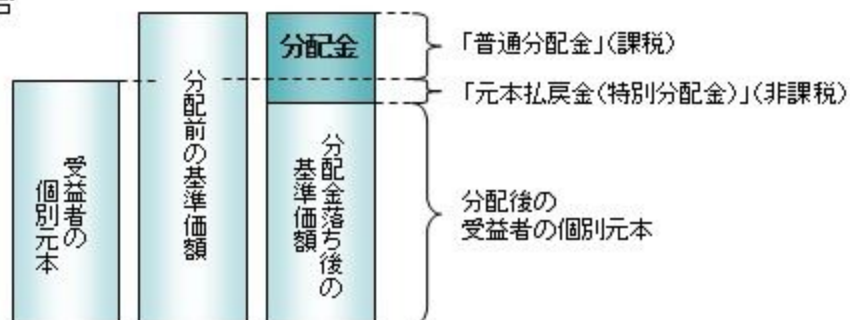
2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※上記は有価証券届出書提出日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱が変更になる場合があります。税金の取扱の詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2019年7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	6,351,127	1.35
投資証券	アメリカ	463,795,567	98.76
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	－	△537,424	△0.11
合計（純資産総額）		469,609,270	100.00

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	－	460,277,230	98.01

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	iShares Preferred and Income Securities ETF	114,300	4,022.93	459,821,950	4,057.7	463,795,567	98.76
日本	投資信託受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーファン ド（適格機関投資家向け）	6,141,696	1.0312	6,333,316	1.0341	6,351,127	1.35

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	1.35
投資証券	98.76
合 計	100.11

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

<為替予約取引>

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	4,252,000	457,367,287	460,277,230	98.01

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2017年 1月16日)	1,573	1,589	0.9523	0.9618
第2特定期間末 (2017年 7月18日)	876	883	0.9729	0.9809
第3特定期間末 (2018年 1月15日)	592	597	0.9447	0.9517
第4特定期間末 (2018年 7月17日)	545	549	0.9287	0.9362
第5特定期間末 (2019年 1月15日)	479	481	0.8693	0.8738
第6特定期間末 (2019年 7月16日)	474	476	0.9068	0.9108
2018年 7月末日	542	—	0.9268	—
8月末日	542	—	0.9345	—
9月末日	529	—	0.9180	—
10月末日	512	—	0.8887	—
11月末日	483	—	0.8685	—
12月末日	460	—	0.8345	—
2019年 1月末日	486	—	0.8859	—
2月末日	486	—	0.8895	—
3月末日	487	—	0.8958	—
4月末日	482	—	0.8962	—
5月末日	478	—	0.8987	—
6月末日	476	—	0.9044	—
7月末日	469	—	0.9133	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2016年 9月 1日～2017年 1月16日	0.0095
第2特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	0.0155
第3特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	0.0150
第4特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	0.0140
第5特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	0.0105
第6特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	0.0090

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2016年 9月 1日～2017年 1月16日	△3.82
第2特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	3.79
第3特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	△1.36
第4特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	△0.21
第5特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	△5.27
第6特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	5.35

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2016年 9月 1日～2017年 1月16日	1,716,234,352	63,632,149
第2特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	34,951,402	786,932,849
第3特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	166,096	273,491,651
第4特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	117,424	40,379,330
第5特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	1,195,494	36,873,569
第6特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	79,479	28,407,130

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

《参考情報》

運用実績

データ基準日：2019年7月31日現在

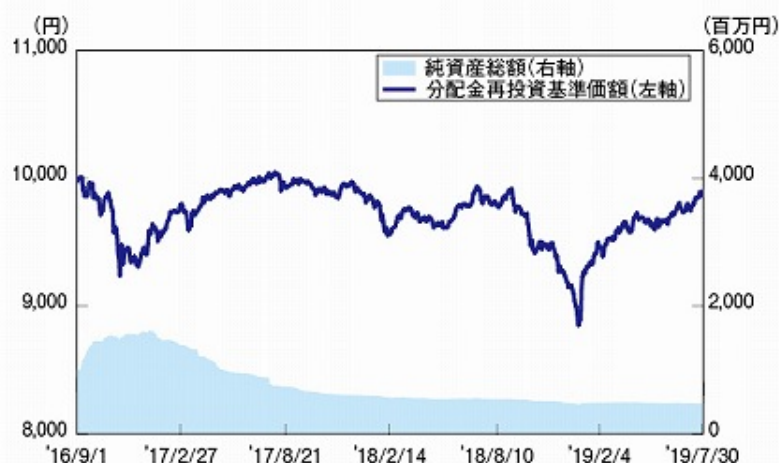
■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	9,133円
純資産総額	470百万円

■ 分配の推移

決算期	分配金
第7期(2018年7月17日)	75円
第8期(2018年10月15日)	60円
第9期(2019年1月15日)	45円
第10期(2019年4月15日)	50円
第11期(2019年7月16日)	40円
設定来累計	735円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。

■ 主要な資産の状況

ファンドの内訳	比率(%)
iシェアーズ 優先株式 & インカム証券 ETF	98.8
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	1.4
現金等	-0.1
合計	100.0

※ファンドの内訳は、小数第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

※為替ヘッジに伴う評価損益は、「現金等」に含まれます。

各投資対象ファンドの組入上位銘柄

iシェアーズ 優先株式 & インカム証券 ETF		
銘柄	業種	比率(%)
BECTON DICKINSON AND COMPANY	ヘルスケア	1.8
GMAC CAPITAL TRUST I	金融	1.7
CITIGROUP CAPITAL XIII	金融	1.5
NEXTERA ENERGY INC	公益事業	1.2
SEMPRA ENERGY	公益事業	1.1
WELLS FARGO DEPOSITORY SHARES CO	金融	1.1
BANK OF AMERICA CORP	金融	1.1
CITIGROUP DEPOSITORY INC	金融	1.0
JPMORGAN CHASE & CO	金融	1.0
JPMORGAN CHASE & CO	金融	1.0

ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	
銘柄名	比率(%)
第127回利付国債(20年) 2031年3月償還	34.2
第145回利付国債(20年) 2033年6月償還	17.1
第130回利付国債(20年) 2031年9月償還	17.0
第87回利付国債(20年) 2026年3月償還	16.1
第319回利付国債(10年) 2021年12月償還	14.3

※「iシェアーズ 優先株式 & インカム証券 ETF」データ出所:ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

※各投資対象ファンド組入上位銘柄データは、当ファンドの月末営業日の基準価額に反映する評価時点のものです。

※組入上位銘柄の比率はそれぞれ、「iシェアーズ 優先株式 & インカム証券 ETF」、「ユナイテッド日本債券マザーファンド」の純資産総額に対するものです。

※組入上位銘柄の内、マネーファンドについては、上表に記載していません。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)

※ 当ファンドにはベンチマークはありません。
※ ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。

※ 2016年は設定日(9月1日)から12月末までの収益率です。2019年は7月末までの収益率です。

ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用状況は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱となります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日（半休日を含みます。）である日。

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

＜あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク＞

電話番号：03-6230-9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（8）申込代金の支払

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払ください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止すること、および既に受付けた取得の申込の受付を取消することができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱となります。

（3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

●ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日（半休日を含みます。）である日。

●上記のほか、一部解約金の支払い等に支障をきたすおそれがあるとして委託会社が定める日。

（4）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（1億口または1億円以上の解約は、正午まで）を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

（5）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

＜あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク＞

電話番号：03-6230-9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（6）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱」をご覧ください。

（7）解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

（8）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

（9）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

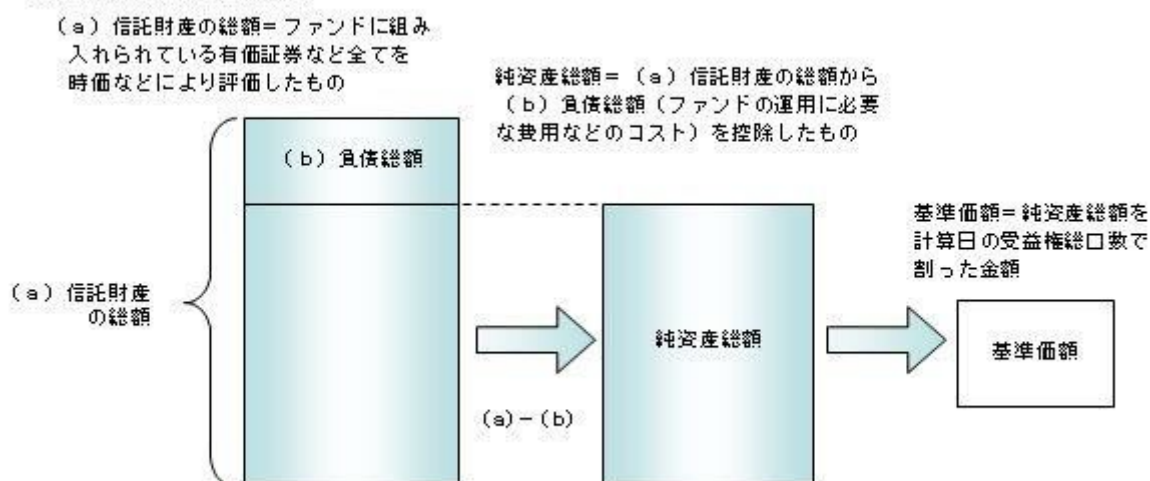
3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

<あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-6230-9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2026年9月30日までとします（2016年9月1日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年1月16日から4月15日、4月16日から7月15日、7月16日から10月15日、10月16日から翌年1月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ）やむを得ない事情が発生したとき
- ２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- ４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

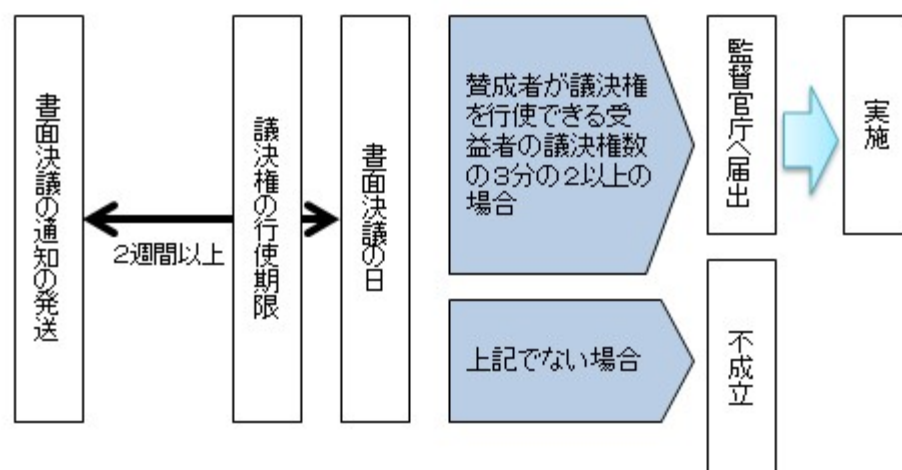
③ 信託約款の変更など

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- １）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- ３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。
- ４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- ６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス www.igam.co.jp/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス www.igam.co.jp/

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2019年1月16日から2019年7月16日まで）の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

世界優先株オープン（為替ヘッジあり）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

区分	前期 (2019年1月15日現在)	当期 (2019年7月16日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	5,837,106
金銭信託	264,379	126,954
コール・ローン	9,000,000	4,000,000
投資信託受益証券	6,330,860	6,333,316
投資証券	452,424,093	460,184,659
派生商品評価勘定	14,698,935	1,791,988
流動資産合計	482,718,267	478,274,023
資産合計	482,718,267	478,274,023
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	1,000,770
未払収益分配金	2,481,098	2,092,110
未払受託者報酬	53,439	52,105
未払委託者報酬	868,357	846,622
未払利息	24	11
流動負債合計	3,402,918	3,991,618
負債合計	3,402,918	3,991,618
純資産の部		
元本等		
元本	551,355,220	523,027,569
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△72,039,871	△48,745,164
（分配準備積立金）	17,659,331	22,783,005
元本等合計	479,315,349	474,282,405
純資産合計	479,315,349	474,282,405
負債純資産合計	482,718,267	478,274,023

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区分	前期		当期	
	自	2018年7月18日 至 2019年1月15日	自	2019年1月16日 至 2019年7月16日
営業収益				
受取配当金		13,250,183		12,160,553
受取利息		24		28
有価証券売買等損益		△31,908,656		22,064,725
為替差損益		△7,784,147		△7,129,010
営業収益合計		△26,442,596		27,096,296
営業費用				
支払利息		2,348		2,324
受託者報酬		110,609		103,975
委託者報酬		1,797,335		1,689,407
その他費用		47,733		48,827
営業費用合計		1,958,025		1,844,533
営業利益又は営業損失（△）		△28,400,621		25,251,763
経常利益又は経常損失（△）		△28,400,621		25,251,763
当期純利益又は当期純損失（△）		△28,400,621		25,251,763
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△426,291		354,595
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△41,851,525		△72,039,871
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,853,538		3,198,034
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,853,538		3,198,034
剰余金減少額又は欠損金増加額		116,019		9,109
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		116,019		9,109
分配金		5,951,535		4,791,386
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△72,039,871		△48,745,164

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 2019年1月16日 至 2019年7月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 特定期間末日の取扱い 2019年7月15日が休日のため、当特定期間末日を2019年7月16日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (2019年1月15日現在)	当期 (2019年7月16日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 587,033,295円 期中追加設定元本額 1,195,494円 期中一部解約元本額 36,873,569円	期首元本額 551,355,220円 期中追加設定元本額 79,479円 期中一部解約元本額 28,407,130円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は72,039,871円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は48,745,164円であります。
3. 特定期間末日における受益権の総数	551,355,220口	523,027,569口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 2018年7月18日 至 2019年1月15日	当期 自 2019年1月16日 至 2019年7月16日
分配金の計算過程	(2018年 7月18日から 2018年10月15日までの 計算期間)	(2019年 1月16日から 2019年 4月15日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	5,419,929円	6,019,002円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	193,083円	182,671円
分配準備積立金額	13,147,742円	17,289,794円

当ファンドの分配対象収益額	18,760,754円	23,491,467円
当ファンドの期末残存口数	578,406,227口	539,855,265口
1万口当たり収益分配対象額	324.33円	435.14円
1万口当たり分配金額	60円	50円
収益分配金金額	3,470,437円	2,699,276円
	(2018年10月16日から 2019年 1月15日までの 計算期間)	(2019年 4月16日から 2019年 7月16日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	5,750,526円	4,909,531円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益額	0円	0円
収益調整金額	185,322円	178,505円
分配準備積立金額	14,389,903円	19,965,584円
当ファンドの分配対象収益額	20,325,751円	25,053,620円
当ファンドの期末残存口数	551,355,220口	523,027,569口
1万口当たり収益分配対象額	368.65円	479.01円
1万口当たり分配金額	45円	40円
収益分配金金額	2,481,098円	2,092,110円

(金融商品に関する注記)

項目	前期 自 2018年7月18日 至 2019年1月15日	当期 自 2019年1月16日 至 2019年7月16日
1.金融商品の状況に関する事項	・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 ・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、有価証券の為替変動リスクの低減を目的として、為替予約取引を行っております。 ・金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	・金融商品に対する取組方針 同左 ・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 ・金融商品に係るリスク管理体制 同左 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

2.金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 ・時価の算定方法 同左
-------------------------	---	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 自 2018年7月18日 至 2019年1月15日	当期 自 2019年1月16日 至 2019年7月16日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△3,685	6,141
投資証券	△6,529,041	4,349,572
合計	△6,532,726	4,355,713

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

種類	前期（2019年1月15日現在）				当期（2019年7月16日現在）			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年 超（円）				うち1年 超（円）		
市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	460,927,525	-	446,228,590	14,698,935	464,180,896	-	463,389,678	791,218
米ドル	460,927,525	-	446,228,590	14,698,935	464,180,896	-	463,389,678	791,218
合計	460,927,525	-	446,228,590	14,698,935	464,180,896	-	463,389,678	791,218

（注）1.時価の算定方法

（1）為替予約取引

①計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

イ）計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

ロ）計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

②計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	前期 (2019年1月15日現在)	当期 (2019年7月16日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり)	0.8693円 (8,693円)	0.9068円 (9,068円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	6,141,696	6,333,316	
投資信託受益証券合計			6,141,696	6,333,316	
投資証券	米ドル	iShares U.S. Preferred Stock ETF	115,100	4,262,153	
	米ドル小計		115,100	4,262,153 (460,184,659)	
投資証券合計				460,184,659 (460,184,659)	
合計				466,517,975 (460,184,659)	

（注）投資信託受益証券、投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

（注1）通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

（注2）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

（注3）合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

（注4）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（3）注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年 7月31日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	472,852,866円
II 負債総額	3,243,596円
III 純資産総額（I－II）	469,609,270円
IV 発行済口数	514,192,290口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9133円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2019年7月末現在の委託会社の資本金の額：	330,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	8,000株
発行済株式総数：	7,280株
最近5年における資本金の額の増減：	2014年9月12日に55,000,000円の増資
	2015年2月27日に160,000,000円の増資
	2016年3月25日に1,420,000,000円の減資
	2016年9月29日に25,000,000円の増資
	2016年12月28日に35,000,000円の増資
	2017年2月24日に42,500,000円の増資
	2017年3月27日に102,500,000円の減資
	2017年12月25日に25,000,000円の増資
	2018年2月26日に85,000,000円の増資
	2018年3月26日に50,000,000円の増資
	2018年12月27日に100,000,000円の減資
	2018年12月27日に120,000,000円の増資
	2019年3月26日に50,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

① 2019年7月末現在、委託会社の機構は次のとおりとなっております。

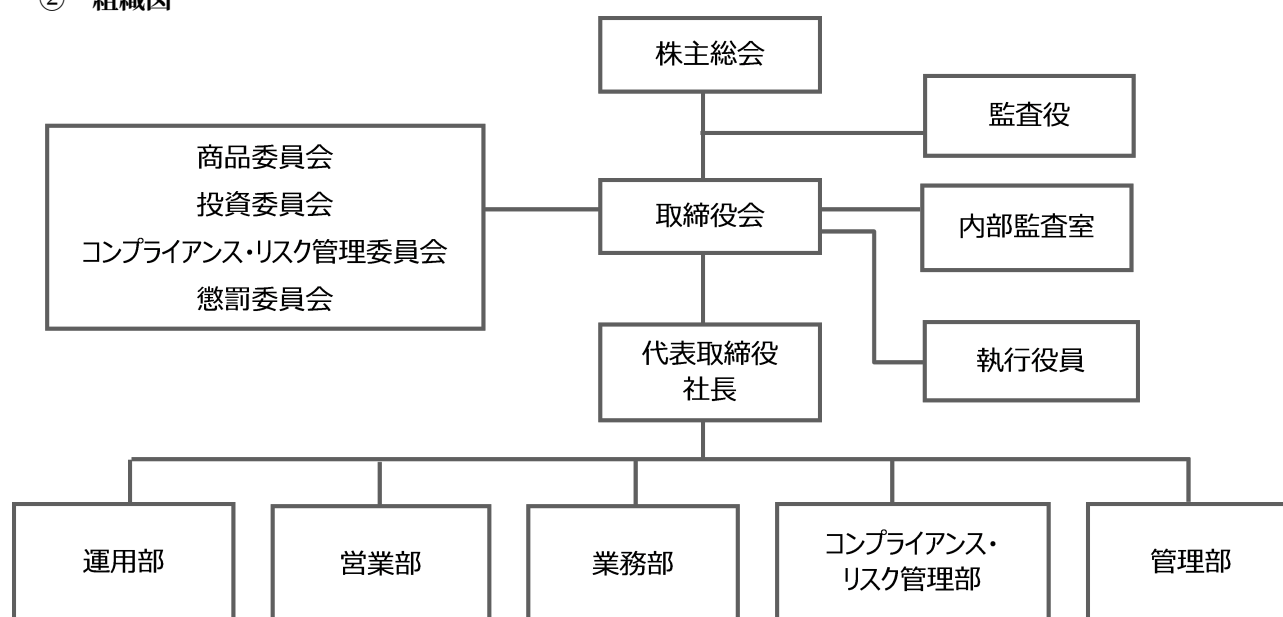
・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。3名以上7名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。取締役会はその決議をもって、取締役社長を定めます。

・各種委員会

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の下部機構として商品委員会、投資委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会および懲罰委員会が設置されています。

② 組織図



※ 2019年7月末現在

③ 投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、運用部が策定した運用方針・運用計画に関する協議・決定を行います。また、コンプライアンス・リスク管理委員会から提言があった場合には、運用方針・運用計画の見直し方策に関する協議・決定を行います。

投資委員会は、代表取締役社長、運用部の責任者、ファンドマネージャーおよび投資判断者、業務部の責任者、コンプライアンス・リスク管理部の責任者、コンプライアンス責任者で構成し、原則として月次で開催されます。

2. 運用部のファンドマネージャーは、投資委員会において決定された運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図を行い、トレーディング担当者は、これに基づき、売買の執行および取引内容の確認を行います。

3. コンプライアンス・リスク管理委員会において、コンプライアンス・リスク管理部による運用実績評価・パフォーマンス分析に基づき、運用状況の検証を行います。また、必要に応じ、運用方針・運用計画の見直しを投資委員会に提言します。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、運用部、営業部、業務部、コンプライアンス・リスク管理部等の各責任者、コンプライアンス責任者等で構成し、原則として月次で開催されます。

※ 2019年7月末現在

2 【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。
- ・2019年7月末現在、委託会社が、運用する投資信託(総ファンド数6本、純資産総額4,086百万円。ただし、親投資信託は除きます。)は以下のとおりです。

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	6	4,086
単位型株式投資信託	0	0
合計	6	4,086

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年 3月31日)	当事業年度 (2019年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	94,198	138,357
前払費用	6,044	5,093
未収入金 ※1	59,673	—
未収委託者報酬	15,117	3,197
未収収益	7,735	37
立替金	40,266	4,751
未収消費税等	5,302	7,114
流動資産合計	228,338	158,552
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	0	0
器具備品（純額） ※2	0	0
有形固定資産合計	0	0
固定資産合計	0	0
資産合計	228,338	158,552
負債の部		
流動負債		
預り金	4,129	4,915
未払金	17,127	4,915
未払手数料	8,567	1,797
未払費用	991	1,616
未払委託調査費	907	—
未払法人税等	1,786	3,779
流動負債合計	33,509	17,025
固定負債		
資産除去債務	3,200	—
固定負債合計	3,200	—
負債合計	36,709	17,025
純資産の部		
株主資本		
資本金	260,000	330,000
資本剰余金		
資本準備金	25,000	75,000
その他資本剰余金	323,456	6,629
資本剰余金合計	348,456	81,629
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△416,826	△270,101
利益剰余金合計	△416,826	△270,101
株主資本合計	191,629	141,527
純資産合計	191,629	141,527
負債・純資産合計	228,338	158,552

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		121,193		28,061
投資助言報酬		10,954		—
運用受託報酬		1,790		227
営業収益合計		133,938		28,289
営業費用				
支払手数料	※1	60,236		13,901
広告宣伝費		—		2,725
調査費		32,465		22,923
委託調査費		9,537		145
図書費		265		246
委託計算費		742		364
通信費	※1	1,826		2,654
印刷費		3,393		2,579
諸会費		1,954		1,863
営業費用合計		110,422		47,404
一般管理費				
給料・手当		136,028		140,043
役員報酬		19,180		24,100
租税公課		5,574		5,504
不動産賃借料		10,499	※1	18,301
退職給付費用		3,805		172
消耗器具備品費		2,283	※1	6,218
機器賃借料		9,925		8,648
法律専門家報酬		4,036		1,083
新人採用費		—		2,295
業務委託費	※1	44,020		32,916
諸経費		33,080	※1	17,595
一般管理費合計		268,434		256,879
営業損失		244,918		275,994
営業外収益				
為替差益		47		752
その他営業外収益		49		31
営業外収益合計		96		783
営業外費用				
支払利息	※1	2,106	※1	608
その他営業外費用		44		28
営業外費用合計		2,150		636
経常損失		246,972		275,847
特別利益				
受贈益		—		17,038
特別利益合計		—		17,038
特別損失				
移転費用		—		4,450
減損損失		—	※2	6,332
特別損失合計		—		10,782
税引前当期純損失		246,972		269,591
法人税、住民税及び事業税		△59,383		510
当期純損失		187,588		270,101

--	--

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	—	323,456	323,456	△229,237	△229,237	194,218	194,218
当期変動額								
増資	160,000	25,000		25,000			185,000	185,000
当期純損失（△）					△187,588	△187,588	△187,588	△187,588
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								—
当期変動額合計	160,000	25,000	—	25,000	△187,588	△187,588	△2,588	△2,588
当期末残高	260,000	25,000	323,456	348,456	△416,826	△416,826	191,629	191,629

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	260,000	25,000	323,456	348,456	△416,826	△416,826	191,629	191,629
当期変動額								
増資	170,000	50,000		50,000			220,000	220,000
減資	△100,000		100,000	100,000			－	－
欠損填補			△416,826	△416,826	416,826	416,826	－	－
当期純損失（△）					△270,101	△270,101	△270,101	△270,101
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								－
当期変動額合計	70,000	50,000	△316,826	△266,826	146,724	146,724	△50,101	△50,101
当期末残高	330,000	75,000	6,629	81,629	△270,101	△270,101	141,527	141,527

[重要な会計方針]**1. 固定資産の減価償却の方法****(1) 有形固定資産**

定率法を採用しております。

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項**(1) 消費税等の会計処理**

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社の親会社であった日本アジアグループ株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用していましたが、当社の直接の親会社であった日本アジアファイナンシャルサービス株式会社が当社株式を2018年5月31日付で売却したことにより、連結完全支配関係を有しなくなったため、連結納税制度の適用を取りやめております。

(表示方法の変更)**(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)**

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。なお、これによる影響はありません。

(損益計算書)

前事業年度において、「一般管理費」の「諸経費」に含めて表示していた「業務委託費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

これに伴い、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「諸経費」に表示していた44,020千円は、「業務委託費」44,020千円として組み替えております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 未収入金 59,673千円	※1 —
※2 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 37千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 37千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2017年4月1日 至2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至2019年3月31日)							
※1	各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 営業取引による取引高 10,670千円 営業取引以外の取引による取引高 2,106千円	※1	各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 営業取引による取引高 11,781千円 営業取引以外の取引による取引高 608千円						
※2	—	※2	当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。 <table border="1"><thead><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>本社(東京都港区)</td><td>事業用資産</td><td>器具備品、ソフトウェア</td></tr></tbody></table> 当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。 継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上（6,332千円）しております。その内訳は、器具備品3,900千円、ソフトウェア2,432千円であります。 なお、回収可能価額は使用価値（備忘価額）により測定しております。	場 所	用 途	種 類	本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア
場 所	用 途	種 類							
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア							

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	6,470	370	—	6,840

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資（新株の発行）による増加 370株

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	6,840	440	—	7,280

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資（新株の発行）による増加 440株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、銀行等金融機関からの借入による資金調達はありません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益並びに立替金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	94,198	94,198	—
(2) 未収入金	59,673	59,673	—
(3) 未収委託者報酬	15,117	15,117	—
(4) 立替金	40,266	40,266	—
(5) 未払金	(17,127)	(17,127)	—
(6) 未払手数料	(8,567)	(8,567)	—

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	138,357	138,357	—
(2) 未収委託者報酬	3,197	3,197	—
(3) 立替金	4,751	4,751	—
(4) 未払金	(4,915)	(4,915)	—
(5) 未払手数料	(1,797)	(1,797)	—

(※) 負債に計上されているものは、()で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金、(4) 未払金、

(5) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	94,198
未収入金	59,673
未収委託者報酬	15,117
立替金	40,266
合 計	209,256

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	138,357
未収委託者報酬	3,197
立替金	4,751
合 計	146,307

3. 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
未払手数料	8,567
合 計	8,567

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
未払手数料	1,797
合 計	1,797

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しておりましたが、2018年5月30日付で廃止いたしました。

2. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
確定拠出年金への掛金支払額	3,805	172
合 計	3,805	172

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	207,522	242,597
未確定債務	2,188	375
減損損失	2,171	2,179
資産除去債務	979	—
その他	157	66
繰延税金資産小計	213,019	245,218
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)		△242,597
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△2,621
評価性引当額小計(*1)	△213,019	△245,218
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

(*1) 評価性引当額が32,199千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が35,074千円増加したことに伴うものであります。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2019年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	4,097	82,575	—	71,127	—	84,796	242,597
評価性引当額	△4,097	△82,575	—	△71,127	—	△84,796	△242,597
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
期首残高	3,200千円
その他の増減額（△は減少）	－千円
期末残高	3,200千円

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	3,200千円
債務除去債務の履行による減少額	△3,200千円
期末残高	－千円

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社等

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジアグループ(株)	東京都千代田区	3,995百万円	投資事業	被所有 間接 100%	連結納税	連結納税に伴う受取予定額	59,673	未収入金	59,673
	日本アジアファイナンシャルサービス(株)	東京都中央区	70百万円	コンサルティングサービス	被所有 直接 100%	役員の兼任 業務委託	株主割当による新株発行 借入金利息 (注2) 業務委託費	185,000 2,106 9,600	— —	— —

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残 高
親会社	iホールディングス(株)	東京都港区	70百万円	純粋持株会社	被所有 直接 60%	資金の 借入 増資 役員の 兼任	株主割当増資（注2）	72,000	—	—
							株主割当増資（現物出資） （注3）（注4）	60,000	—	—
							短期借入金 （注4）	100,000	—	—
							借入金利息 （注5）	608	—	—
	あい証券(株)	東京都港区	250百万円	証券業	被所有 直接 40%	資本取引 転貸借 契約	株主割当増資（注2）	88,000	—	—
							株主割当増資（注3）			
							不動産賃借料	11,299	—	—
							水道光熱費	368	—	—
							消耗器具備品費	64	—	—
							旅費交通費	49	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 株主割当による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。

3. 株主割当による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。

4. 借入の一部は上記（注3）株主割当増資における債権の現物出資の対象となっております。

5. 市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

i ホールディングス(株)（非上場）

あい証券(株)（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	28,016円	19,440円
1株当たり当期純損失金額	28,797円	37,101円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純損失	187,588千円	270,101千円
普通株式に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純損失	187,588千円	270,101千円
普通株式の期中平均株式数	6,514株	6,905株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2019年7月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2019年7月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
アーク証券株式会社	2,619百万円	
おきぎん証券株式会社	500百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
静岡東海証券株式会社	600百万円	
三木証券株式会社	500百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年1月29日	臨時報告書
2019年4月15日	有価証券届出書
2019年4月15日	有価証券報告書
2019年4月26日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2019年6月19日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月12日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

公認会計士 立 野 晴 朗 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界優先株オープン（為替ヘッジあり）の2019年1月16日から2019年7月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界優先株オープン（為替ヘッジあり）の2019年7月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。